

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22

第 1 2 次大阪府鳥獣保護管理事業計画
(案)

平成 2 9 年 4 月 1 日から

5 年間

平成 3 4 年 3 月 3 1 日まで

大 阪 府

当初案（1 1 次計画からの修正箇所：下線）
第 1 回 野生生物部会後の修正箇所：赤字&下線

目 次

1		
2		
3	第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間	1
4		
5	第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項	1
6	1 鳥獣保護区の指定	
7	(1) 方針	
8	① 指定に関する中長期的な方針	1
9	② 指定区分ごとの方針	1
10	(2) 鳥獣保護区指定計画	2
11	① 鳥獣保護区の変更計画	3
12	2 特別保護地区の指定	
13	(1) 方針	3
14	(2) 特別保護地区指定計画	3
15	3 休猟区の指定	
16	(1) 方針	4
17	4 鳥獣保護区の整備等	
18	(1) 方針	4
19	(2) 整備計画	5
20		
21	第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項	5
22	1 方針	5
23		
24	第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	5
25	1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方	
26	(1) 希少鳥獣	5
27	(2) 狩猟鳥獣	5
28	(3) 外来鳥獣	6
29	(4) 指定管理鳥獣	6
30	(5) 一般鳥獣	6
31	2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可基準の設定	
32	(1) 許可しない場合の考え方	6
33	(2) 許可に当たっての条件の考え方	6
34	(3) わなの使用に当たっての許可基準	7
35	(4) 鉛中毒が生じる蓋然性が高い地域における許可の考え方	7
36	3 目的別の捕獲許可の基準	
37	3-1 学術研究を目的とする場合	7
38	3-2 鳥獣の保護を目的とする場合	8
39	(1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的	8
40	(2) 傷病による保護を要する鳥獣の保護の目的	9
41	3-3 鳥獣の管理を目的とする場合	9
42	(1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく数の調整目的の場合	9
43	(2) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を	
44	目的とする場合	10
45	3-4 その他特別の事由の場合	14
46	(1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的	14
47	(2) 愛玩のための飼養の目的	15

1	(3) 鳥獣の保護その他公益上必要があると認められる目的	15
2	4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項	
3	4-1 許可権限の市町村長への委譲	15
4	4-2 鳥獣の飼養登録	15
5		
6	第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項	
7	1 特定猟具使用禁止区域の指定	
8	(1) 方針	16
9	(2) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画	16
10	(3) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定内訳	17
11	2 指定猟法禁止区域	
12	(1) 指定の考え方	18
13	(2) 許可の考え方	18
14	(3) 条件の考え方	19
15		
16	第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項	
17	1 方針	20
18		
19	第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項	
20	1 方針	21
21	2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査	21
22	(1) 方針	21
23	(2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査	21
24	(3) 狩猟鳥獣生息分布調査	21
25	(4) 指定管理鳥獣生息分布調査	21
26	3 法に基づく諸制度の運用状況調査	22
27	(1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査	22
28	(2) 捕獲等情報収集調査	22
29	4 狩猟実態調査	22
30		
31	第八 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項	
32	1 鳥獣行政担当職員の配置	
33	(1) 方針	23
34	(2) 配置計画	23
35	(3) 研修計画	23
36	2 鳥獣保護管理員	
37	(1) 方針	24
38	(2) 設置計画	24
39	(3) 年間活動計画	24
40	(4) 研修計画	24
41	3 保護及び管理の担い手の育成	
42	(1) 方針	25
43	(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策	25
44	4 鳥獣保護管理センター等の設置	
45	(1) 傷病鳥獣一時保護施設の活用	25
46	5 取締り	
47	(1) 方針	25
48	(2) 年間計画	25

1	<u>6</u> 必要な財源の確保	25
2		
3	第九 その他	
4	1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題	27
5	2 狩猟の適正化	27
6	3 傷病鳥獣救護への対応	28
7	4 動物由来感染症等への対応	29
8	<u>5</u> 普及啓発	
9	(1) 鳥獣保護及び管理についての普及等	29
10	<u>(2)</u> 安易な餌付けの防止	30
11	<u>(3)</u> 愛鳥モデル校の指定	31
12	<u>(4)</u> 法令の普及の徹底	31
13		

1 基本理念

2
3 野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素の一つであり、自然環境を豊かにするものであると
4 同時に、府民の生活環境を保持・改善するうえで欠くことのできない役割を果たすものである。
5 このため、大阪府では、人と野生鳥獣との適切な関係の構築及び生物多様性の保全を基本と
6 して野生鳥獣を適切に保護管理することにより、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関
7 する法律（平成14年法律第88号。以下「法」という。）第1条の目的を達成するため、第
8 12次鳥獣保護管理事業計画を以下のとおり定める。

9
10 **第一 鳥獣保護管理事業計画の計画期間**

11 平成29年4月1日から平成34年3月31日までとする。

12
13
14 **第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項**

15
16 1 鳥獣保護区の指定

17
18 (1) 方針

19 ① 指定に関する中長期的な方針

20 鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林及び鳥類の集団渡来地
21 として重要な河川等を18箇所、**12,914ha**（府域面積の約**6.8%**）指定している。

22 都市化が進んだ本府において、鳥獣保護区は野生鳥獣を保護し、生物多様性の保全を確
23 保する上で重要な拠点であり、自然との触れ合いを通じた環境教育の場としても活用され
24 ている。

25 指定区域周辺での農林水産業被害等に対しては、保護区内における鳥獣の管理を目的と
26 した捕獲が可能である旨周知徹底に努めるとともに、適切な捕獲の実施により、指定に関
27 する関係者の理解が得られるよう努める。

28
29 ② 指定区分ごとの方針

30 1) 森林鳥獣生息地の保護区

31 森林に生息する鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣保護区を指定し、地域における生
32 物多様性の確保に資するものとする。

33 今後は、必要に応じて保護の目的とする鳥獣を明らかにしつつ、これまで指定した鳥
34 獣保護区の配置を踏まえ、その鳥獣の保護に適切か考慮した上で、市町村や関係者の合
35 意形成を図りながら新規指定又は存続期間の更新等を検討する。

1 (2) 鳥獣保護区指定計画

(第1表)

区 分		既 存 鳥獣保護区	年 度	本計画期間に新規指定する鳥獣保護区					
				<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	計
森林鳥獣生息地	箇所	16	箇所						
	面積	10,389 ha	変動面積						
集団渡来地	箇所	2	箇所						
	面積	2,525ha	変動面積						
身近な鳥獣生息地	箇所		箇所						
	面積		変動面積						
計	箇所	18	箇所						
	面積	12,914 ha	変動面積						
区 分		計画期間中 の増△減	計画終了 時の鳥獣 保護区						
森林鳥獣生息地	箇所		16						
	面積		10,389ha						
集団渡来地	箇所		2						
	面積		2,525ha						
身近な鳥獣生息地	箇所								
	面積								
計	箇所		18						
	面積		12,914ha						

3

4

1 ① 鳥獣保護区の変更計画

(第2表)

年度	指定区分	鳥 獣 保護区名	変更 区分	指 定 面積の異動			変更後の指定期間	変更理由	備 考
				異動 前の 面積 ha	異動 面積 ha	異動 後の 面積 Ha			
29	森林鳥獣 生息地	和泉葛城山 ブナ林	期間 更新	52	0	52	平成29年11月1日から 平成39年10月31日まで	指定期間 の満了	
30	同	岩湧山	同	600	0	600	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	同	
	同	枚方	同	1,080	0	1,080	平成30年11月1日から 平成40年10月31日まで	同	
31	同	四條畷	同	1,000	0	1,100	平成31年11月1日から 平成41年10月31日まで	同	
33	同	生駒山	同	2,100	0	2,100	平成33年11月1日から 平成43年10月31日まで	同	
	同	金剛山麓	同	326	0	326	同	同	
	同	槇尾山	同	399	0	399	同	同	
	同	葛城牛滝	同	512	0	512	同	同	
	同	犬鳴山	同	488	0	488	同	同	
	同	地藏寺	同	365	0	365	同	同	
合計		10箇所		7,027	0	7,027			

4

5 2 特別保護地区の指定

6

7 (1) 方針

8 鳥獣の保護を図る上で生息環境の保全是極めて重要であることから、府内唯一の箕面
9 勝尾寺鳥獣保護区特別保護地区の指定を継続するとともに、必要に応じ、関係者の合意
10 形成の下、新たな区域の指定を検討する。

11

12 (2) 特別保護地区指定計画

13

(第3表)

区 分		既存特別 保護地区	年 度	本計画期間に新規指定する特別保護地区					
				29	30	31	32	33	計
森林鳥獣生息地	箇所	1	箇 所						0
	面積	70ha	変動面積						0ha
計	箇所	1	箇 所						0
	面積	70ha	変動面積						0ha
区 分		計画期間中	計画終了						

		の増△減	時の特別 保護地区
森林鳥獣生息地	箇所	0	1
	面積	0ha	70ha
計	箇所	0	1
	面積	0ha	70ha

2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37

3 休猟区の指定

(1) 方針

鳥獣保護区や特定猟具使用禁止区域の配置状況、狩猟鳥獣の減少状況や狩猟者の入り込み状況、狩猟者団体の意見等を勘案して、必要に応じ休猟区の指定を行う。

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

鳥獣保護区においては、野生鳥獣の良好な生息環境を保つため自然環境の保全に努めるとともに、標識や利用施設を計画的に整備し、野生鳥獣に親しめる場の確保を図る。また、必要に応じ鳥獣の生息環境を整えるため保全事業を実施する。

(2) 整備計画

① 管理施設の整備

1) 標識の整備

鳥獣保護区の区域を表示する制札や案内板を必要な箇所に設置するとともに、老朽化した標識は更新する。

② 利用施設の整備

利用者の利便性の向上や、環境学習に供するため、観察路や休憩施設等を整備するとともに、既設の学習展示施設等の充実を図る。

1) その他の施設等の整備

鳥獣の採餌、繁殖、休息の場の確保を図るため、周辺の植生を考慮しつつ、森林整備、食餌植物の植栽を行う。

③ 調査、巡視等の計画

1) 管理の充実

担当職員や鳥獣保護管理員等による調査、巡視の充実に努めるとともに警察と合同した密猟取締りを実施するなど鳥獣保護区の適正な管理に努める。

2) 農林業との調整

鳥獣保護区内に生息する鳥獣による被害を防除するため、有害鳥獣捕獲や被害防除施設等の整備に努める。

1
2
3

④ 整備計画

(第4表)

区分	現況	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
標識類の整備 基年	20	20	20	20	20	20
観察路、観察舎 等の維持管理	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所	10箇所
調査・巡視 (鳥獣保護管理 員等)	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所	18箇所
	108人	108人	108人	108人	108人	108人

4

5 **第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項**

6

7 1 方針

8 個体数が少なく保護増殖を図る必要のあるものについては、採餌、営巣のための環境を
9 保全するよう努めるとともに、その人工増殖の可能性について検討する。

10 また、狩猟鳥類の生息適地であって、当該狩猟鳥類の増加を図るために必要と認められ
11 る箇所であり、被害のおそれがなく、効果が認められる場合においては、放鳥の可能性に
12 ついて検討する。

13

14

15 **第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項**

16

17 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

18

19 (1) 希少鳥獣

20 ① 対象種

21 「環境省レッドリスト」及び「大阪府レッドリスト」による大阪府における保護上重
22 要な野生生物として絶滅危惧Ⅰ（A・B）類、Ⅱ類に分類されている鳥獣とする。

23 ② 保護及び管理の考え方

24 種の保存法による取組とも連携しつつ、自然環境保全基礎調査等による生息状況や生
25 息環境の把握に努めるとともに、必要に応じて鳥獣保護区の指定を検討するなど、個体
26 群の維持・回復に努める。

27

28 (2) 狩猟鳥獣

29 ① 対象種

30 法第2条第7項により環境省令で定める狩猟鳥獣とする。

31 ② 保護及び管理の考え方

32 地域個体群も念頭に、生息状況、被害状況の把握に努め、必要に応じて捕獲を制限す
33 るなど、持続的な利用が可能となるよう適切な対応に努める。

34

1 (3) 外来鳥獣

2 ① 対象種

3 本来府内に生息地を有しておらず、人為的に外国や、他府県から導入された鳥獣とす
4 る。

5 ② 管理の考え方

6 農林水産業又は人の生活環境や生態系に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、狩猟
7 による捕獲や有害鳥獣捕獲、外来生物法に基づく防除を推進し被害の防止を図る。

8 また、外来鳥獣による危険予防のため、生息状況等の把握に努める。

9
10 (4) 指定管理鳥獣

11 ① 対象種

12 法第2条第5項により環境省令で定める指定管理鳥獣とする。

13 ② 管理の考え方

14 当該鳥獣の生息状況、被害状況等を勘案して、必要と認められるときは、第二種特定
15 鳥獣管理計画に基づく指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画を作成し、捕獲数等の数値目標
16 を設定して、指定管理鳥獣等捕獲事業を実施するよう努める。

17
18 (5) 一般鳥獣

19 ① 対象種

20 上記(1)～(4)以外の鳥獣とする。

21 ② 保護及び管理の考え方

22 生息状況や生息環境の把握に努め、必要に応じて対応を検討する。

23
24 2 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等にかかる許可基準の設定

25
26 (1) 許可しない場合の基本的考え方

27 以下の場合にあつては、許可をしない。

28 ① 捕獲後の処置の計画等、申請内容に照らして明らかに捕獲の目的が異なると判断され
29 る場合。

30 ② 捕獲等又は採取等によって特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせ、又は
31 、鳥獣の生息環境を著しく悪化させるおそれがある等、鳥獣の保護又は生物多様性の保
32 全に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

33 ③ 第二種特定鳥獣管理計画又は特定希少鳥獣管理計画に基づく計画的・科学的な鳥獣の
34 管理のための対策に支障を及ぼすおそれがあるような場合。

35 ④ 捕獲等又は採取等に際し、住民の安全の確保又は社寺境内、墓地における捕獲等を認
36 めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがあるような
37 場合。

38
39 (2) 許可に当たりの条件の考え方

40 捕獲等又は採取等の許可に当たりの条件は、期間の限定、区域の限定、捕獲の方法の
41 限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法、捕獲等又は採取等を行う
42 区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮、及び適切な
43 わなの数量及び見回りなどについて付す。特に、住民と隣接した地域において捕獲等を
44 許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付す。

45 また、特定計画に基づく保護又は管理のために必要がある場合においては、捕獲数の
46 上限に関する適切な条件を付す。

1 (3) わなの使用に当たっての許可基準

2 わなを使用した捕獲許可申請にあつては、以下の基準を満たすものとする。

3 ① 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合

4 1) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として猟法として認められ
5 た基準のものであること。

6 ② とらばさみを使用した方法での捕獲は認めない。

7
8 (4) 鉛中毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可の考え方

9 捕獲実施区域と水鳥又は希少猛禽類の生息地が重複しており、科学的な見地から、鉛中
10 毒が生じる蓋然性が高いと認められる地域に係る捕獲許可に当たっては、鉛が暴露しない
11 構造及び素材の装弾を使用する、又は捕獲個体の搬出の徹底を指導する。

12 ① 生息調査等により鉛中毒が生じる可能性が高いと認められる地域を把握したうえで捕
13 獲許可の際に必要な指導を行う。なお、生息調査にあつては、公益社団法人大阪府猟友
14 会及び日本野鳥の会大阪支部等と連携し実施するものとする。

15
16 3 目的別の捕獲許可の基準

17 捕獲許可の基準は、目的別に定める。なお、許可対象者の基準は、法人を対象とする許可
18 における法人の従事者にも適用する。

19 3-1 学術研究を目的とする場合

20 (1) 学術研究

21 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある
22 場合は、この限りでない。

23 ① 研究の目的及び内容

24 次の各号のいずれにも該当するものであること。

25 1) 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学
26 術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。

27 2) 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することがで
28 きないと認められること。

29 3) 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、
30 適正な全体計画の下でのみ行われるものであること。

31 4) 研究により得られた成果が、学会又は学術誌等により、一般に公表されるものである
32 こと。

33 ② 許可対象者

34 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者、又はこれらの者から依頼を
35 受けた者。

36 ③ 鳥類の種類、数

37 研究の目的を達成するために必要な種類又は数(羽、頭、個)。ただし、外来鳥獣又は
38 生態系や農林水産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣に関する学術研究を目的
39 とする場合には、適切な種類又は数(羽、頭、個)とする。

40 ④ 期間

41 1年以内で目的の達成のため必要な期間。

42 ⑤ 区域

43 研修の目的を達成するために必要な区域とする。

44 ⑥ 方法

45 次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

46 1) 法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法(以下、「禁止猟法」という。)で
47 はないこと。

1 2) 殺傷又は損傷（以下「殺傷等」という。）を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達
2 成するために必要と認められるものであること。ただし、外来鳥獣又は生態系や農林水
3 産業等に係る著しい被害を生じさせている鳥獣であって、捕獲した個体を放鳥獣すべ
4 きではないと認められる場合は、この限りではない。

5 ⑦ 捕獲等又は採取後の措置

6 原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。

7 1) 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであ
8 ること。

9 2) 個体識別等の目的でタグ又は標識の装着、体の一部の切除、マイクロチップの皮下へ
10 の埋込み等を行う場合は、当該措置が鳥獣の生態に著しい影響を及ぼさないものであり、
11 かつ研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。

12 3) 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、目的を達成するた
13 めに当該措置が必要であると認められるものであること。

14 なお、電波発信機を装着する場合には、必要期間経過後短期間の内に脱落するもので
15 あること。

16 また、装着する標識が脱落しない仕様である場合には、情報の収集・活用を促進する
17 観点から標識の情報を公開するよう努めること。

18
19 (2) 標識調査（環境省足環の装着をする場合）

20 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある
21 場合は、この限りでない。

22 ① 許可対象者

23 国又は都道府県の鳥獣行政事務担当職員若しくは国又は都道府県より委託を受けた者
24 （委託を受けた者から依頼された者を含む。）

25 ② 鳥獣の種類・数

26 標識調査を主たる業務として実施している者にあつては、鳥獣各種各 **2,000** 羽（頭、個）
27 以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各
28 **1,000** 羽（頭、個）以内、その他の者にあつては同 **500** 羽（頭、個）以内。ただし、特に
29 必要が認められる種についてはこの限りでない。

30 ③ 期間

31 1年以内。

32 ④ 区域

33 規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

34 ⑤ 方法

35 網、わな又は手捕。

36 ⑥ 捕獲等又は採取等後の措置

37 足環を装着し放鳥する。なお、外来鳥獣又は生態系や農林水産業等に係る著しい被害
38 を生じさせている鳥獣については、調査のための放鳥のほか、必要に応じて、殺処分等
39 の措置を講じることができる。

40
41 3-2 鳥獣の保護を目的とする場合

42 (1) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

43 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある
44 場合は、この限りでない。

45 ① 許可対象者

46 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、国又は地
47 方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる

- 1 者。
- 2 ② 鳥獣の種類・数
- 3 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- 4 ③ 期間
- 5 1年以内
- 6 ④ 区域
- 7 申請者の職務上必要な区域
- 8 ⑤ 方法
- 9 禁止猟法は認めない。
- 10 ⑥ 許可権者
- 11 知事

12

13 (2) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

14 原則として次の基準による。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある

15 場合は、この限りではない。

- 16 ① 許可対象者
- 17 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、国又は地
- 18 方公共団体から当該事務を受託した者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる
- 19 者。
- 20 ② 鳥獣の種類・数
- 21 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個）
- 22 ③ 期間
- 23 1年以内
- 24 ④ 区域
- 25 必要と認められる区域
- 26 ⑤ 方法
- 27 禁止猟法は認めない。
- 28 ⑥ 許可権者
- 29 知事

30

31 3-3 鳥獣の管理を目的とする場合

32 (1) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

- 33 ① 許可対象者
- 34 原則として、銃器を使用する場合は第1種銃猟免許を所持する者（空気銃を使用する場
- 35 合においては第1種銃猟又は第2種銃猟免許を所持する者）、銃器の使用以外の方法によ
- 36 る場合は網猟免許又はわな猟免許を所持する者であること。ただし、銃器の使用以外の
- 37 方法による法人に対する許可であって、以下の a から d の条件を全て満たす場合は、
- 38 狩猟免許を受けていない者も許可対象者としてすることができる。
- 39 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること。
- 40 b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保
- 41 されていると認められること。
- 42 c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲を行うこと。
- 43 d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
- 44 ② 鳥獣の種類・数
- 45 第二種特定鳥獣管理計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）で
- 46 あること。
- 47 ③ 期間

1 また、必要に応じて捕獲の実施に立ち会う等により、適正に実施されるよう対処
2 する。

3
4 2) 許可基準

5 被害の防止の目的での捕獲の許可をする場合は、特別な事由のない限り
6 次の基準による。

7 ア) 許可対象者

8 原則として被害者又は被害者から依頼された者であって

- 9 i 銃器を使用する場合は、第一種銃猟免許所持者、
10 ii 空気銃を使用する場合にあっては、第一種又は第二種銃猟免許所持者、
11 iii 銃器の使用以外の方法による場合は、原則として網猟免許又はわな猟免許を
12 所持する者とする。

13 ただし、銃器の使用以外の方法による捕獲許可申請であって、次の1) から
14 4) に掲げる場合は、それぞれ、狩猟免許を受けていない者も許可対象者と
15 することができる。

16
17 1) 小型の箱わな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、アライグマ、
18 ハクビシン、ヌートリア等の鳥獣を捕獲する場合であって、次に掲げる場合。

19 ア) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で、当該敷地内において
20 捕獲する場合

21 イ) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内（使用するわ
22 なで捕獲される可能性がある希少鳥獣が生息する地域を除く。）にお
23 いて捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施する等、
24 錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる
25 場合。

26 2) 被害を防止する目的で巣の撤去等に伴ってハシブトガラス、ハシボン
27 ガラス及びドバト等の雛を捕獲等する場合又は卵の採取等をする場合

28 3) 農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において、
29 囲いわなを用いてイノシシ、ニホンジカその他の鳥獣を捕獲する場合

30
31 4) 法人に対する許可であって、以下のaからdの条件を全て満たす場合

32 a 従事者の中に猟法の種類に応じた狩猟免許所持者が含まれること

33 b 当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、
34 安全性等が確保されていると認められること。

35 c 当該免許を受けていない者が当該免許を受けている者の監督下で捕獲
36 を行うこと

37 d 当該法人が地域の関係者と十分な調整を図っていると認められること
38

39 イ) 捕獲許可鳥獣の種類、員数

40 i 現に被害等を生じさせ、又はそのおそれのある種とする。

41 ii 鳥類の卵の採取の許可は、現に被害等を発生させている鳥類を捕獲すること
42 が困難である、又は、卵のある巣を除去する必要がある等、卵の採取等を行
43 わなければ被害を防止する目的が達成できない場合に限る。

44 iii 捕獲等及び採取等の数は、被害を防止する目的を達成するために必要数(羽、
45 頭、個)であること。

46
47 ウ) 期間

- 1 i 原則として被害が生じている時期又は被害を予防できる時期のうち、安全かつ
 2 効果的に捕獲が実施できる時期とする。
 3 ただし、飛行場の区域内において航空機の安全な航行に支障を及ぼすと認め
 4 られる捕獲許可等特別な事由が認められる場合は、この限りでない。
 5 ii なお、捕獲対象以外の鳥獣の保護に支障がある期間は避ける
 6 よう考慮する。

7
 8 エ) 区 域

- 9 i 被害等の発生状況及びその対象となる鳥獣の行動圏域を踏まえて必要かつ
 10 適切な範囲とする。
 11 ii 捕獲の区域に鳥獣保護区又は休猟区が含まれる場合は、他の鳥獣の保護に支
 12 障が生じないよう配慮する。特に集団渡来地、集団繁殖地、希少鳥獣生息地
 13 の保護区等、鳥獣の保護を図ることが特に重要な地域においては、捕獲許可
 14 について慎重な取扱いをする。

15 オ) 方 法

- 16 i 空気銃を使用した捕獲等は、対象を負傷させた状態で取り逃がす危険性があ
 17 るため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、取り逃がす危険
 18 性の少ない状況において使用する場合については、この限りではない。
 19 ii 鳥獣の捕獲等にあたっては、鉛が暴露する構造・素材の装弾は使用しない
 20 よう努める。

21
 22 カ) その他

- 23 i 第二種特定鳥獣管理計画との関係
 24 個体数調整を目的とした捕獲の許可は、第二種特定鳥獣管理計画が適正に達
 25 成できるよう行う。
 26
 27 ii 被害防除対策との関係
 28 原則として、被害防除対策ができない、又は被害防除対策によっても被害が
 29 防止できないと認められるときに許可する。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥
 30 獣については、この限りではない。

31
 32
 33 ④ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

34 1) 方針

35 鳥獣による農林水産業被害等が激甚な地域については、有害鳥獣捕獲の実施の適正
 36 化・迅速化を図るため、関係市町村、農林漁業者及び地域住民等の関係者に対する有
 37 害鳥獣捕獲制度の周知を徹底するとともに、対象鳥獣の安全で効果的な捕獲が実施で
 38 きるよう、市町村長等による捕獲隊の編成等の指導に努める。

39 特に、鳥獣被害防止特措法に基づく市町村被害防止計画との連携を図り、適切かつ
 40 効果的な実施が図られるよう指導する。

41
 42 2) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第6表)

対象鳥獣名	対 象 地 域	備考
イノシシ	府内全域	
シカ	府内全域	

1 3) 指導事項の概要

2 ア) 捕獲隊の編成

- 3 i 捕獲隊は、市町村ごとに原則として1隊を編成する。
4 ii 1隊の人員は必要最小限の人数とする。
5 iii 市町村長等は、捕獲隊に責任者を置き、安全かつ効果的な捕獲活動に万全を期する。
6 iv 捕獲隊の責任者は市町村、所轄警察署、地元自治会等関係者との連絡調整に努める。
7 v 捕獲隊員の選定にあたっては、次の事項に留意する。

8 イ 原則として、当該年度又は前年度に大阪府知事の狩猟者登録を受けた者であること。
9 と。

10 ロ 捕獲技術が優れる者であること。

11 ハ 必要に応じて迅速に捕獲に従事できる者であること。

12 ニ 捕獲効率の向上を図るため、捕獲隊員には被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生
13 息状況を把握している者が含まれること。

14 vi 市町村長は、当該市町村で捕獲隊を編成することが困難であるときは、捕獲できる
15 体制をとるため、公益社団法人大阪府猟友会と協議することができる。

16 イ) 関係者間の連携強化等

17 i 有害鳥獣捕獲を実施しようとする市町村は、捕獲の実施の適正化及び迅速化を図る
18 ため、市町村、農業協同組合、森林組合、猟友会、地域住民等による連絡協議会の設
19 置に努める。

20 ii 府は、鳥獣による農林水産物被害又は生活環境若しくは自然環境の悪化の防除対策
21 に関する関係者間の連携の強化及び連絡調整の円滑化を図るため、関係部局や関係行
22 政機関との連携の強化に努める。

23 ウ) 被害防止体制の充実

24 i 有害鳥獣捕獲の実施体制の整備促進を図るため、捕獲実施者の養成及び確保、市町
25 村単位の捕獲隊、広域的な捕獲隊の編成が行えるよう市町村等の指導に努める。

26 ii 被害等が慢性的に発生している地域にあつては、当該有害鳥獣の出現状況及び被害
27 等の発生状況の把握・連絡、防護柵、追い払い等による被害等の防除対策、効果的な
28 取組み事例の紹介、技術の普及・啓発等を行うよう市町村等の指導に努める。

29 iii 複数市町村にまたがる広域的な捕獲の実施については、農と緑の総合事務所長等の
30 連絡調整のもと関係市町村が協議を行い、同日一斉捕獲等効果的な捕獲が行えるよう
31 に努める。

32
34 3-4 その他特別の事由の場合

35 それぞれの事由ごとの許可範囲については、原則として次の基準による。ただし、他
36 の方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

37
38 (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

39 ① 許可対象者

40 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者。

41 ② 鳥獣の種類・数

42 必要最小限。

43 ③ 期間

44 6ヶ月以内。

45 ④ 区域

46 原則として、規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。

47 ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。

48 ⑤ 方法

1 禁止猟法は認めない。

2
3 (2) 愛玩のための飼養の目的

4 愛玩のための飼養を目的とする捕獲等は認めない。

5
6 (3) 鳥獣の保護又は管理その他公益上必要があると認められる目的

7 捕獲等又は採取等の目的に応じて個々のケース毎に判断する。

8 なお、環境教育の目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業のための個体の
9 追跡を目的とした捕獲は、学術研究に準じて取扱う。

10
11 4 その他、鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

12 4-1 許可権限の市町村長への委譲

13 大阪府知事の権限に属する鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に係る事務
14 については、野生鳥獣の保護に支障のない範囲において、市町村との協議を十分に行
15 い、市町村における鳥獣の保護管理の実施体制の整備状況等を勘案し対象とする市町
16 村や種を限定した上で、市町村長へ委譲する。

17 許可に係る権限を委譲された市町村長は、許可に於いて、法、規則、基本指針、本
18 計画に従い適切に事務を執行するとともに、知事に対し許可事務の執行状況を報告す
19 るものとする。

20 知事は、鳥獣の保護及び管理を図るため必要があると認めるときは、当該市町村
21 に対し、当該事務に必要な指示を行う。

22
23 4-2 鳥獣の飼養登録

24 鳥類の違法な飼養が依然として見受けられることにかんがみ、以下の点に留意し
25 つつ、個体管理のための足環の装着等適正な管理が行われるよう努める。

26
27 (1) 登録票の更新は、飼養個体と装着登録票（足環）を照合し確認した上で行う。

28
29 (2) 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体
30 の特徴を視認することなどにより、個体のすり替えが行われていないことを慎重
31 に確認した上で更新を行う。

32
33 (3) 装着登録票の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真や足の状況
34 等により確実に同一個体と認められる場合にのみについて行う。

35
36 (4) 過去に愛玩飼養を目的とした捕獲許可により捕獲された個体を譲り受けた者から
37 届出があった場合、譲渡の経緯等を確認することにより1人が多数の飼養をする
38 等不正な飼養が行われないように努める。

39 また、違法に捕獲した鳥獣については、飼養についても禁止されているので、不
40 正な飼養が行われないよう適正な管理に努める。

1 **第五 特定猟具使用禁止区域に関する事項**

2

3 1 特定猟具使用禁止区域の指定

4

5 (1) 方針

6 銃猟に伴う危険を予防するため、市街化の進展や野外レクリエーションの増加にともな
7 い特定猟具使用禁止区域（銃器）を指定してきたところである。本計画では、市町村及び
8 地元関係者等の意向を踏まえ、既存区域については、特定猟具使用禁止区域（銃器）とし
9 て指定期間の更新を図る。

10 また、学校や通学路の周辺、子供の遊び場となっているような空き地及びその周辺、自
11 然観察路及び野外レクリエーション等の目的のため利用する者が多いと認められる場所、
12 その他わな猟による事故発生のおそれの高い区域については、わな猟に伴う危険を予防す
13 るため市町村、地元関係者、関係機関、土地所有者・占有者との調整を行いつつ、必要に
14 応じて特定猟具使用禁止区域の指定を検討する。

15

16 (2) 特定猟具使用禁止区域（銃器）指定計画

17

(第7表)

区分	既設特定猟具 使用禁止区域 (銃器)	本計画期間に新規指定する特定猟具使用禁止区域（銃器）						計
		年度	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	
箇所	75	箇所						
面積 ha	121,208	変動 面積						
区分		本計画期間に区域拡大する特定猟具使用禁止区域（銃器）						計
		年度	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	
箇所		箇所						
面積 ha		変動 面積						
区分		本計画期間に区域減少する特定猟具使用禁止区域（銃器）						計
		年度	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	
箇所		箇所					0	
面積 ha		変動 面積					0	
区分		本計画期間に廃止または期間満了により消滅する特定猟具使用禁止区域（銃器）						計
		年度	<u>29</u>	<u>30</u>	<u>31</u>	<u>32</u>	<u>33</u>	
箇所		箇所					0	
面積 ha		変動 面積					0	
区分	計画期間中の 増減(増△減)	計画終了時 の特定猟具 使用禁止区 域（銃器）						
箇所		75						
面積 ha		121,208						

18

1 (3) 特定猟具使用禁止区域(銃器) 指定内訳
 2 * 銃猟に伴う危険を予防するための区域

(第8表)

年度	設定所在地	名称	指定面積 (ha)	指定期間	備考
<u>29</u>	<u>豊能町</u>	<u>止々呂美</u>	<u>390</u>	<u>平成29年11月1日から</u> <u>平成39年10月31日まで</u>	<u>再指定</u>
<u>29</u>	<u>箕面市</u>	<u>箕面</u>	<u>2858</u>	<u>平成29年11月15日から</u> <u>平成39年11月14日まで</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>交野市</u>	<u>交野</u>	<u>1525</u>	<u>平成29年11月1日から</u> <u>平成39年10月31日まで</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>東大阪市</u>	<u>東大阪</u>	<u>4731</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>八尾市</u>	<u>八尾</u>	<u>3315</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>柏原市</u>	<u>柏原市</u>	<u>2539</u>	<u>平成29年11月15日から</u> <u>平成39年11月14日まで</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>羽曳野市</u>	<u>羽曳野市</u>	<u>2095</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>羽曳野市</u>	<u>羽曳野市蒼田</u>	<u>6</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>富田林市</u>	<u>富田林</u>	<u>3200</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>高石市</u>	<u>高石</u>	<u>620</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>泉大津市</u>	<u>泉大津</u>	<u>1200</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>忠岡町</u>	<u>忠岡町</u>	<u>336</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>岸和田市</u>	<u>岸和田</u>	<u>3930</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>貝塚市</u>	<u>貝塚市</u>	<u>2100</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>田尻町</u>	<u>田尻</u>	<u>230</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>泉南市</u>	<u>泉南</u>	<u>2240</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>阪南市</u>	<u>阪南</u>	<u>348</u>	<u>同</u>	<u>同</u>
<u>29</u>	<u>大阪市</u> <u>堺市</u> <u>高石市</u> <u>泉大津市</u> <u>忠岡町</u> <u>岸和田市</u> <u>貝塚市</u> <u>田尻町</u> <u>泉南市</u>	<u>大阪湾</u>	<u>24902</u>	<u>平成29年11月1日から</u> <u>平成39年10月31日まで</u>	<u>同</u>
<u>30</u>	<u>能勢町</u>	<u>能勢町市街地</u>	<u>150</u>	<u>平成30年11月15日から</u> <u>平成40年10月31日まで</u>	<u>同</u>
<u>30</u>	<u>茨木市</u>	<u>上音羽</u>	<u>36</u>	<u>平成30年11月15日から</u> <u>平成40年11月14日まで</u>	<u>同</u>
<u>30</u>	<u>枚方市</u>	<u>枚方</u>	<u>5110</u>	<u>平成30年11月1日から</u> <u>平成40年10月31日まで</u>	<u>同</u>
<u>30</u>	<u>門真市</u>	<u>門真</u>	<u>1228</u>	<u>平成30年10月31日から</u> <u>平成40年10月31日まで</u>	<u>同</u>
<u>30</u>	<u>堺市</u>	<u>堺</u>	<u>13300</u>	<u>平成30年11月15日から</u> <u>平成40年11月14日まで</u>	<u>同</u>
<u>30</u>	<u>河内長野市</u>	<u>河内長野北</u>	<u>835</u>	<u>同</u>	<u>同</u>

3 1	高槻市	高槻南	3322	平成31年11月15日から 平成41年11月14日まで	
3 1	島本町	島本	385	同	同
3 1	吹田市	吹田	3611	同	同
3 1	摂津市	摂津	1487	同	同
3 1	寝屋川市	寝屋川	2364	同	同
3 1	貝塚市	大阪府立少年自然の家	26	同	同
3 1	熊取町	熊取中	632	平成31年11月1日から 平成41年10月31日まで	同
3 1	泉南市	堀河	522	平成31年11月15日から 平成41年11月14日まで	同
3 2	豊能町	ときわ台 東ときわ台 光風台	185	平成32年11月15日から 平成42年11月14日まで	同
3 2	豊能町	新光風台	73	同	同
3 2	豊能町	希望ヶ丘	57	同	同
3 2	茨木市	茨木	3273	同	同
3 2	池田市	池田	970	同	同
3 2	豊中市	豊中	3660	同	同
3 2	大阪狭山市	大阪狭山	1186	同	同
3 3	河南町	河南	370	平成33年11月15日から 平成43年11月14日まで	同
3 3	河南町	平石地区	96	同	同
3 3	千早赤阪村	千早赤阪	980	平成33年11月1日から 平成43年10月31日まで	同
3 3	千早赤阪村	千早赤阪東	45	同	同
3 3	千早赤阪村	千早赤阪南	17	同	同
3 3	河内長野市	石仏	140	同	同
3 3	岸和田市 貝塚市	海岸寺山	1270	同	同
3 3	貝塚市 熊取町	千石七山	688	同	同

1

2 2 指定猟法禁止区域

3

4 (1) 指定の考え方

5 指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のため
6 に必要な都道府県内の区域であって環境大臣の指定する区域以外について指定する。

7 特に、鉛製銃弾の使用については、鳥獣の鉛中毒が生じている、若しくは水鳥又は希少
8 猛禽類の生息地において、鳥獣の管理を目的とする銃器による捕獲が集中的、継続的、高
9 頻度で実施され、鳥獣への鉛中毒が懸念される地域について、鳥獣の鉛汚染の状況等の現
10 状を把握し、分析・評価した上で、必要に応じて関係機関及び土地所有者又は占有者との
11 調整を行いつつ、指定猟法禁止区域の指定を進める。

12 また、鉛製銃弾以外であってわなを用いた捕獲等、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥
13 獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集・分析を行い、
14 関係機関及び土地所有者又は占有者との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の
15 指定を進める。

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13

(2) 許可の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等については、指定猟法による捕獲等によって地域的に鳥獣の生息に著しい影響を及ぼす恐れがある等、鳥獣の保護に支障があるとき、又は、指定猟法による捕獲等によって当該地域の動植物相に著しい影響を及ぼす等、生態系の保護に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合以外に許可する。

(3) 条件の考え方

指定猟法禁止区域内における指定猟法による捕獲等の許可に当たっての条件は、許可の期間の限定、区域の限定、鳥獣の種類及び数の限定のほか、捕獲物の処理の方法などについて付す。

1 **第六 第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項**

2

3

1 方針

4

人間活動とシカ及びイノシシとの軋轢を軽減し長期にわたる安定的な共存を図るため第二種特定鳥獣管理計画を策定する。

5

シカ及びイノシシについては、各種の被害防除対策に努めてきた結果、農林業被害は全体として減少傾向にあるが、依然として被害が深刻であると感じている農家がある。

6

これに対処するため、科学的知見を踏まえ、幅広い関係者の合意の下に管理計画を策定し、個体数管理、生息環境整備、被害防止対策等の手段を総合的に講じる。

7

なお、生息状況や被害状況、捕獲状況等を定期的にモニタリングしながら、必要に応じ次年度の計画にフィードバックさせる。

8

また、近年顕著な水産業被害及び生活環境被害が発生しているカワウは、広範囲に移動し、被害をもたらすことから、関西広域連合が策定した「関西地域カワウ広域保護管理計画」により対策を講じる。

9

10

11

12

13

14

15

16

(第9表)

計画策定年度	計画策定の目的	対象鳥獣の種類	計画の期間	対象区域	備考
28	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びシカとの長期にわたる安定的な共存を図る。	シカ	<u>平成29年4月から平成34年3月まで</u>	府内全域	<u>第4期</u>
28	農林業被害の軽減、人身事故の防止及びイノシシとの長期にわたる安定的な共存を図る。	イノシシ	<u>平成29年4月から平成34年3月まで</u>	府内全域	<u>第3期</u>

17

18

1 第七 鳥獣の生息の状況の調査に関する事項

2 1 方針

3 鳥獣保護管理行政の適正な推進を図るため、法第72条の2に基づく調査として、鳥獣
4 の生息状況の調査を積極的に実施し、科学的データの収集・蓄積に努める。

5 調査に当たっては、メッシュ単位で情報を収集することにより、生息分布情報の標準化
6 を図るとともに、狩猟や有害鳥獣捕獲等による捕獲情報を迅速かつ効率的に集積・活用す
7 るための情報システムの整備に努める。

8 なお、調査精度の向上を図るため、調査実施団体の育成等に配慮する。

9 2 鳥獣の生態に関する基礎的な調査

10 (1) 方針

11 鳥獣の保護管理対策を検討するため、生息鳥獣の種類、分布状況、生息数の推移、生
12 態等について調査を行う。

13 傷病鳥獣の保護データを収集・分析し、生息鳥獣の種類や分布状況の調査に活用する。

14 (2) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

15 ガン・カモ・ハクチョウ類の越冬状況を明らかにするため、全国一斉調査の一環と
16 して府内の渡来地において、毎年1月中旬に種別の個体数調査を行う。

17 (第10表)

対象地域名	調査年度	調査内容・方法	備考
府内全域	29～33	・分布調査 ・現地調査	

18 (3) 狩猟鳥獣生息分布調査

19 今後の保護及び管理対策を検討するため、カワウについて生息状況等の調査を行う。

20 (第11表)

対象鳥獣名	調査年度	調査の目的・内容・方法	調査地域	調査期間
カワウ	29～33	・広域保護及び管理の基礎資料となるカワウの生息状況を把握することを目的とする ・ねぐら及びコロニーの分布調査 ※関西広域連合で調査を実施	府内全域	通年

21 (4) 指定管理鳥獣生息分布調査

22 今後の管理対策を検討するため、シカ及びイノシシについて生息状況等の調査を行う。

23 (第12表)

対象鳥獣名	調査年度	調査の目的・内容・方法	調査地域	調査期間
シカ	29～33	・適正な管理を図ることを目的とする ・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査 ・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年
イノシシ	29～33	・適正な管理を図ることを目的とする ・生息状況調査、被害状況調査、捕獲状況調査 ・現地調査、アンケート調査	府内全域	通年

1 3 法に基づく諸制度の運用状況調査

2
3 (1) 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

4 鳥獣保護区等の指定・管理の方針を検討するため、新規指定候補地あるいは、指定期間
5 が満了し、指定を更新する既設鳥獣保護区等において、鳥獣の生息状況、生息環境、土地
6 利用の動向等の調査を行う。

7 (第13表)

対象保護区等の名称	調査年度	調査の内容・方法	備考
枚方	29	更新期間が到来する鳥獣保護区及びその周辺地域の鳥獣生息状況等について現地調査を行う。	更新
四條畷	30	同	同
生駒山	31	同	同
金剛山麓	31	同	同
地蔵寺	31	同	同
槇尾山	32	同	同
葛城牛滝	32	同	同
犬鳴山	32	同	同

9
10 (2) 捕獲等情報収集調査

11 法に基づいて行われる捕獲（狩猟、許可捕獲及び指定管理鳥獣捕獲等事業での捕獲）に
12 ついては、捕獲を行った者から、捕獲努力量、捕獲年月日、捕獲の位置情報、捕獲個体の
13 性別、捕獲個体の幼獣（鳥）・成獣（鳥）の別、目撃数等から収集すべき基本的な項目
14 を定め、報告させる。特に、指定管理鳥獣については、これらの結果から、単位努力量当
15 たりの捕獲数及び目撃数の算定や、個体数の推定等を行い、生息状況や鳥獣捕獲等事業の
16 効果等を評価する。

17 また、捕獲に従事する者に対して、錯誤捕獲の実態（種類、数、時期、錯誤捕獲された
18 様態及び捕獲後の処置）を可能な限り報告させる。

19
20 4 狩猟実態調査

21 狩猟の実態、動向を明らかにするため、狩猟者を対象としたアンケート調査を実施する。

22 (第14表)

対象種類	調査年度	調査内容・方法	備考
狩猟鳥獣	29～33	大阪府に狩猟者登録を行ったものを対象に、府内における ・ 出猟日及び場所 ・ 捕獲鳥獣の種類、数量 ・ 狩猟鳥獣の処置方法 等を調査票により調査する。	

1 **第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項**

2

3 1 鳥獣行政担当職員の配置

4

5 (1) 方針

6 鳥獣保護管理事業の円滑な推進を確保するため、担当職員の専門的知識の向上と適正
7 配置に努める。

8

9 (2) 配置計画

10

(第15表)

区分		現況				計画終了時				備考
		専任	兼任	鳥獣 専門 員	計	専任	兼任	鳥獣 専門 員	計	
本庁	環境農林水産部 動物愛護畜産課 野生動物グループ	6	0	1	7	6	0	1	7	本庁 野生鳥獣の保護及び管理並 びに狩猟に関すること
出先 機関	北部農と緑の総合事務所	0	3	0	3	0	3	0	3	出先機関 1業務 管轄区域における野生鳥獣の 保護及び管理並びに狩猟に関 すること 2専決事項 法第9条第1項の規定による 鳥獣の捕獲又は鳥類の卵の採取 の許可、同条第3項の規定によ る許可証の交付及び法第20条の 規定による飼養登録証の発行に 関すること
	中部農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	南河内農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	泉州農と緑の総合事務所	0	2	0	2	0	2	0	2	
	計	0	9	0	9	0	9	0	9	

11

12 (3) 研修計画

13

(第16表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的	備考
特定鳥獣 保護管理研修	環境省	6月～ 11月	2回/年	全府	2人	1目的 本府における鳥獣保護管理業 務を担当する職員に対し、当該行 政に関する識見の向上、業務遂行 に必要な専門知識の修得を目的 とする。また受講可能な研修につ いては、府内市町村の鳥獣保護管 理業務を担当する職員への周知 を図り、積極的な受講を促す。	
人材育成研修	他自治体	6月～ 3月	10回/年	全府	5人	2内容 鳥獣保護管理行政に関するこ と。	
ニホンジカ担 当者研修	関西広域連 合	通年	5回/年	全府	3人		

14

15

1 2 鳥獣保護管理員

2

3 (1) 方針

4 鳥獣保護区等の管理、鳥獣保護思想の普及、法令違反等の取締り等を推進するため
 5 地域の実情に即して、公益社団法人大阪府猟友会や日本野鳥の会大阪支部等の自然
 6 保護団体などからの推薦により鳥獣保護管理に関する専門的知識を持つ鳥獣保護管
 7 理員を設置するよう努める。

8

9 (2) 設置計画

10

(第17表)

基準設置数 (A)	平成28年度末		年度計画							備考	
	人員(B)	充足率 (B/A)	29	30	31	32	33	計 (c)	充足率 (C/A)		
人 43	人 43	% 100	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 43	% 100	基準設置数は1市町 村当たり1名として 算定。

11

12 (3) 年間活動計画

13

(第18表)

活動内容	実施時期(月)												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
鳥獣保護区等の管理 狩猟取締りの実施 住民及び狩猟者の指導 鳥獣保護思想の普及啓発 鳥獣に関する諸調査 鳥獣に関する緊急対応 その他鳥獣保護管理に関すること														年間21日

14

15 (4) 研修計画

16

(第19表)

名称	主催	時期	回数/年	規模	人数	内容・目的
鳥獣保護管理員 研修	大阪府	11月	1回/年	全府	43人	1 目的 鳥獣行政の効率を高めるため鳥獣保護管 理員の資質向上及び業務に必要な知識の修 得を目的とする 2 内容 1 大阪府の鳥獣行政に関すること 2 関係法令の規制について 3 業務実績の報告等

17

18

3 保護及び管理の担い手の育成及び確保

(1) 方針

生息状況や被害の発生状況を踏まえた、個体数調整の適正かつ効率的な実施や農林家への被害防止対策の普及等を行うため保護及び管理の担い手となる人材の育成・確保に努める。

また適切な保護及び管理を行うため専門的知見を有する人材を積極的に活用する。

(2) 狩猟者の育成及び確保のための対策

国内では今後、人口減少社会が到来し、高齢化が急速に進むことが予測されており、保護管理の実施を支える狩猟者の減少及び高齢化が危惧されるため、狩猟者の減少防止のため狩猟免許取得を促進する等有効な対策を講じるとともに、免許取得者の捕獲技術の向上を図るべく、公益社団法人大阪府猟友会及び各関係団体と連携のうえ新たな捕獲の担い手となる狩猟者の育成に努める。

また、狩猟の社会的な意義を踏まえ、狩猟者が鳥獣の保護及び管理の担い手として社会から信頼を得られるように、狩猟事故や違法行為の防止を図りつつ、狩猟の公益的役割について普及啓発を行う。さらに、狩猟関係の手続きの利便性の更なる向上等、狩猟者確保のための方策の充実を進める。

4 鳥獣保護管理センター等の設置

(1) 傷病鳥獣一時保護施設の活用

野生鳥獣救護体制の整備充実と鳥獣保護思想の普及啓発の推進を図るため、現在、大阪府における野生鳥獣救護体制に加わっている関係団体、府関係機関及び民間ボランティア等と連携を図りつつ、傷病鳥獣の保護飼養等の拠点施設として、平成29年8月に大阪府羽曳野市に開設予定の大阪府動物愛護管理センター（仮称）内に設置の、野生鳥獣の一時保護施設を活用し、傷病鳥獣の野生復帰に向けた取組みを推進する。

5 取締り

(1) 方針

鳥獣の保護及び管理と狩猟の適正化を図るため、鳥獣保護管理員、警察署等の協力を得て、かすみ網の違法な使用、所持及び販売、鳥獣の違法捕獲、無登録飼養等について、厳正な指導及び取締りを実施する。また、違法に設置されたわなについては関係機関の協力のもと撤去を積極的に行う。

なお、狩猟については、特に危険防止を重点に指導取締りを行う。

(2) 年間計画

(第20表)

事項	実施時期（月）												備考	
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		
かすみ網の違法な使用、所持及び販売の取締り並びに野鳥の違法捕獲及び無登録飼養取締り	←												→	
有害鳥獣捕獲の指導及び違法なわな等の取締り	←												→	
狩猟違反の取締り									←				→	

- 1 6 必要な財源の確保
- 2 鳥獣保護管理事業の財源として、狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣の保護及び管理並び
- 3 に狩猟に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図る。

1 第九 その他

2
3 1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

4 野生鳥獣による農林水産物の被害及び生活環境の汚染等が深刻化し、その対策強化が求めら
5 れている一方で、野生鳥獣を含む生物の多様性を保ちながら、人と野生鳥獣との共生を図るこ
6 とが必要である。

7 このことから、鳥獣保護管理事業の実施に当たっては、鳥獣の保護及び管理と被害対策双方
8 の調和を図りつつ、府・市町村・府民がそれぞれの役割を果たし、地域ぐるみで連携した取組
9 みを行うことが必要である。

10
11 2 狩猟の適正化

12 狩猟鳥獣の種類、区域、期間又は猟法の制限、狩猟者を制限する入猟者承認制度、鳥
13 獣保護区等の保護区域制度等、狩猟に係る各種規制制度をきめ細かく計画的に実施する。
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47

3 傷病鳥獣救護への対応

(1) 方針

傷病鳥獣の救護については、府内の獣医師会の協力を得て指定する野生鳥獣救護ドクターを核に、NPO法人、傷病野生鳥獣救護ボランティア等の協力を得ながら機動的に傷病鳥獣の治療と野生復帰を推進する。

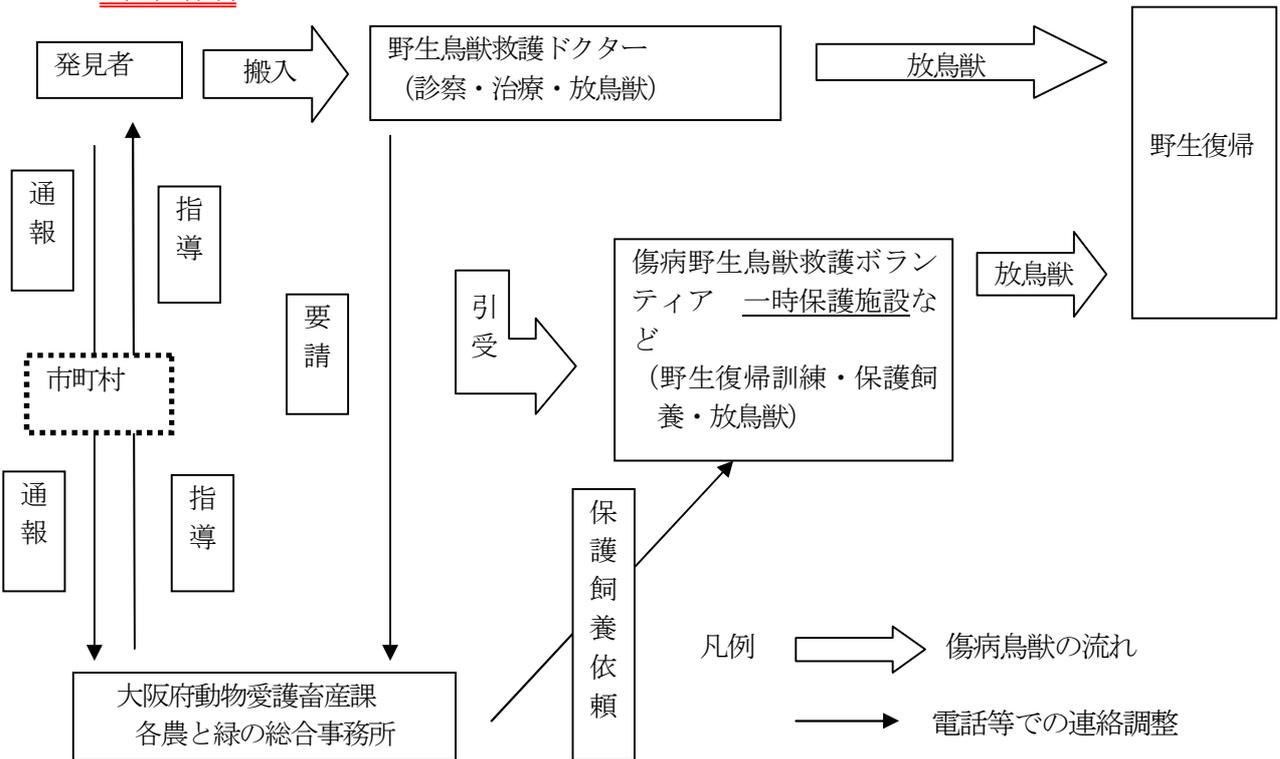
ただし、救護する鳥獣種は原則として農林水産業被害や生活環境被害の原因となっているものを除くものとする。

治療後の一時的な収容は原則として発見者で行うよう指導する。しかし、野生復帰ができるようになるまでの療養を要する傷病鳥獣については、傷病野生鳥獣保護飼養ボランティア及び大阪府動物愛護管理センター（仮称）内に設置の傷病鳥獣一時保護施設を活用するなどボランティアやNPO法人等と連携を図り、救護体制の充実に努める。

また、油汚染事故等一時に大量の傷病鳥獣が発生する事態を想定した救護体制の整備を図るため、第5管区海上保安本部が組織する「大阪湾・播磨灘排出油防除協議会」との連携を図るとともに、野生鳥獣救護ドクターや傷病野生鳥獣保護飼養ボランティアなど民間ボランティアを中心とした傷病鳥獣の救護要員を確保し、救護マニュアルの作成検証や救護講習会を開催する。

なお、ヒナ及び出生直後の幼鳥獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容し、愛玩飼養を行うことのないよう周知に努める。

(2) 体制



(図—1)

1 (3) 放野

2 放野は以下のような考え方を基本として対応する。

3 ①対象個体の傷病が治癒していること、採餌能力、運動能力や警戒心が回復している
 4 事等を確認する。

5 ②発見救護された場所で放野することを基本とし、それが不適當又は困難な場合には遺
 6 伝的な攪乱を及ぼすことのないような場所を選定する。

7 ③感染症に関する検査や治療を行い、野生個体への感染症の伝播を予防する。

8
 9 5 動物由来感染症等への対応

10 府民に対して鳥獣が関わる動物由来感染症及び家畜やペットとの共通感染症に対す
 11 る適切な理解を促すことにより、社会的な不安の発生防止や解消に努めるとともに、
 12 関係機関への適切な情報提供により発生予防に資する。

13 このため、鳥類の移動経路の解明や鳥獣との関わりのある感染症のモニタリングを行い
 14 、鳥獣に関する専門的な知見から適切な情報提供等を進める。

15 特に、高病原性鳥インフルエンザについては、発生した場合に家畜への影響が多大な
 16 ため「大阪府高病原性鳥インフルエンザ防疫対策要領」等に基づき、平常時から監視に
 17 努め、発生時には迅速かつ的確に対応する。

18
 19 5 普及啓発

20
 21 (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

22 ① 方針

23 鳥獣保護管理について、広く府民の認識を深めるため、鳥獣保護管理思想の普及啓発
 24 を図る。

25 なお、愛鳥週間行事その他各種鳥獣保護事業の実施にあたっては、市町村、関係団体、
 26 学校、地域住民、鳥獣保護管理員等の協力を得るとともに、鳥獣保護団体との連携に配慮
 27 する。

28
 29 ② 事業の年間計画

(第21表)

事業内容	実施時期(月)												備考
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	
野鳥展の開催	←→												
鳥獣保護のパンフ レット類の配付	←→												
ホームページ等へ の掲載	←→												
愛鳥週間用ポスタ ーの募集・表彰		←→							←→				

1
2
3

③ 愛鳥週間行事等の計画

(第22表)

区分	行事内容等	備考
愛鳥週間行事	1 野鳥展の開催 内容 : 野鳥のパネル、愛鳥週間ポスター原画の展示 参加人員 : 約 50,000 人 開催地 : 大阪市内又は吹田市内	
	2 愛鳥週間ポスター原画の募集、表彰 内容 : 愛鳥週間ポスター原画の募集 参加人員 : 約 1,500 人	
鳥獣保護実績 等発表大会等	推薦 : 毎年 1 団体等以上	

4
5
6
7
8
9
10

(2) 安易な餌付けの防止

鳥獣を誘因する生ゴミや未収穫作物の放置に加え、鳥獣への安易な餌付けは、鳥獣が人の与える食物に依存することや人馴れが進むこと等、結果として鳥獣による生活環境や農作物等への被害を引き起こす原因となっている。生態系や鳥獣保護管理への影響が生じることがないように、鳥獣への安易な餌付けの防止について普及啓発に積極的に取り組む。

1 (3) 愛鳥モデル校の指定

2 ① 方針

3 鳥獣保護管理思想の普及を図るため、府教育委員会等と協議して、府内の小・中学校
4 の内から、野鳥保護に関心の高い学校を地域的な配置に配慮しつつ愛鳥モデル校に指
5 定し、現地指導等を通じ活動の充実に努める。

6 ② 指定期間

7 原則3年間とする。

8 ③ 愛鳥モデル校に対する指導内容

- 9 1) パンフレット、図書等の配付
10 2) スライド、DVD、CD、ビデオテープ等の貸出し
11 3) 探鳥会等における現地観察指導
12 4) 傷病野鳥等の一時救護活動

13 ④ 指定計画

14 (第23表)

区分	既設 指定数	指 定 計 画						計	計画 終了時 指定数
		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度			
小学校	4							→	4
中学校	4							→	4

15 (4) 法令の普及の徹底

16 ① 方針

17 鳥獣に関する法令のうち、特に府民に関係のある鳥獣捕獲規制制度、鳥獣飼養登録制
18 度等については、ホームページ等により、その周知徹底を図るとともに、鳥獣販売業者
19 に対し、法令遵守等の指導を行うものとする。

20 ② 年間計画

21 (第24表)

重点項目	実 施 時 期 (月)												実施方法	対象者		
	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3				
鳥獣保護制度 の普及	←													→	ホームページ等	府民
鳥獣捕獲規制 の制度普及	←													→	ホームページ等	府民
違法飼養等の 法令遵守指導	←													→	ホームページ等	鳥獣販売業者 府民